



2026年3月6日

各 位

会社名 日置電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡澤 尊宏
(コード番号 6866 東証プライム)
問合せ先 総務本部 経営企画部長 小原 武久
(TEL 0268-28-0555)

事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）に基づく自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 10,415株
(3) 処分価額	1株につき7,550円
(4) 処分価額の総額	78,633,250円
(5) 処分予定先	当社の取締役（※） 4名 10,415株 ※社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年1月24日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度を改定し、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で、一層の価値共有を進めるため、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年2月27日開催の第73期定時株主総会において、①本制度に基づいて業績連動型株式報酬として対象取締役に対して交付する当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額は、それぞれ、年24千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由

が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)及び年額200,000千円以内とすること、②本制度に基づき付与される株式については、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間を譲渡制限期間とする割当契約を締結すること等についてご承認をいただいております。

今般、本自己株式処分に係る評価期間が終了いたしましたので、当社は、本日開催の取締役会決議に基づいて、2025年1月1日から2025年12月31日までの期間の当社の業績を踏まえ、対象取締役4名に対し、当社の普通株式合計10,415株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

本制度の概要は以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2025年1月1日から2025年12月31日までの1事業年度とする。)中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役(当該株式の交付の決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある者に限る。)との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年4月3日(払込期日)から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日(ただし、当該喪失日が払込期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合を除き、当該半期報告書の提出日。以下同じ。)までの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない(以下「本譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、本払込期日から2026年12月期に係る甲の半期報告書が提出されるまでの間、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、対象取締役による法令、社内規則又は本割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月5日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である7,550円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上